

機関の特例に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

機関の特例に関する事項

改正理由

- (1) 操舵装置に関する現行規定では、一部の航路を制限される船舶に対する機関の特例として、操作油を予備の貯蔵タンクから再充填するための固定配管については省略できるよう定められているが、貯蔵タンクの省略については認められていない。

上記の船舶にあっては、操作油の漏洩に関する重大な事故は発生しておらず、また、予備の貯蔵タンクを省略した場合には補助操舵装置が要求されており、システムの冗長性は担保されていることから、今般、貯蔵タンクについても省略することができるよう関連規定を改めた。

- (2) 原動機に関する現行規定では、製造工場における試験として、部品の水圧試験、過給機の動的釣合試験、工場試運転等が要求されている。この場合、一部の小型の原動機については、部品の水圧試験に限り検査員の立会を省略できることとなっている。

小型の原動機の過給機にあっては回転部分の不釣合を起因とした重大な損傷は報告されていないことから、今般、過給機の動的釣合試験についても製造者が行った自主検査の成績書の提出を条件に検査員の立会を省略できるよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 「船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶のうち、国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の貨物船」にあっては、操舵装置の操作油を貯蔵タンクから再充填するための固定配管に加え、貯蔵タンクについても省略できるよう改めた。
- (2) 発電機又は補機を駆動する原動機の一部については、部品の水圧試験に加え、過給機の動的釣合試験についても検査員の立会を省略できるよう改めた。